

議案第 2 号

琴浦町立赤碕中学校区小学校図書購入基金条例及び琴浦町平岩
教育・福祉振興基金条例の廃止について

別紙のとおり、琴浦町立赤碕中学校区小学校図書購入基金条例及び琴浦町平岩教育・福祉振興基金条例を廃止する議案を令和 8 年 3 月琴浦町議会定例会に提出することについて、地方教育行政の組織および運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和 8 年 2 月 19 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 2 月 19 日 承 認

琴 浦 町 教 育 委 員 会

令和8年琴浦町条例第 号

琴浦町立赤碕中学校区小学校図書購入基金条例及び琴浦町平岩教育
・福祉振興基金条例を廃止する条例

第1条 琴浦町立赤碕中学校区小学校図書購入基金条例(平成16年琴浦町条例
第68号)は、廃止する。

第2条 琴浦町平岩教育・福祉振興基金条例(平成16年琴浦町条例第71号)は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和8年5月31日から施行する。

議案第3号

琴浦町公民館条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町公民館条例の一部を改正する議案を令和8年3月琴浦町議会定例会に提出することについて、地方教育行政の組織および運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和8年2月19日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和8年2月19日 承認

琴浦町教育委員会

令和8年琴浦町条例第 号

琴浦町公民館条例の一部を改正する条例

琴浦町公民館条例(平成17年琴浦町条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|---------------|--------------------|--|--------------|--------------------|
| (名称及び位置) 第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。 | | | (名称及び位置) 第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。 | | |
| 名称 | 位置 | 対象区域 | 名称 | 位置 | 対象区域 |
| 略 | | | 略 | | |
| 琴浦町立以西地区公民館 | 琴浦町大字宮木239番地1 | 大字竹内宮木 高岡 大父 山川 | 琴浦町立以西地区公民館 | 琴浦町大字宮木207番地 | 大字竹内宮木 高岡 大父 山川 |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第4号

琴浦町立小・中学校管理規則の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町立小・中学校管理規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第1項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和8年2月19日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和8年2月19日 承認

琴浦町教育委員会

令和8年琴浦町教育委員会規則第 号

琴浦町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

琴浦町立小・中学校管理規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(休業日)</p> <p>第7条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 体験的学習活動等休業日 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条第1項に基づき教育委員会が定める日</u></p> <p>2 略</p> <p>(教務主任等)</p> <p>第26条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事、<u>人権教育主任、研修主事及び司書教諭</u>を置く。ただし、教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 研修主事は、校長の監督を受け、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言にあたる。</u></p> <p><u>7 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の管理、運営及び児童、生徒の読書に関する事項をつかさどり、当該事項</u></p> | <p>(休業日)</p> <p>第7条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(教務主任等)</p> <p>第26条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事及び人権教育主任を置く。ただし、次項から第5項に規定する教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>2～5 略</p> |

について連絡調整、指導及び助言に当たる。

8 略

(生徒指導主事等)

第27条 学校に、生徒指導主事又は生徒指導主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 生徒指導主事及び生徒指導主任は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 生徒指導主事及び生徒指導主任は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

6 略

(生徒指導主事)

第27条 中学校に、生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 生徒指導主事は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 5 号

琴浦町社会体育施設規則の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町社会体育施設規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 19 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 2 月 19 日 承 認

琴浦町教育委員会

令和8年琴浦町教育委員会規則第 号

琴浦町社会体育施設規則の一部を改正する規則

第1条 琴浦町社会体育施設規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、琴浦町社会体育施設条例(平成16年琴浦町条例第106号。<u>以下「条例」という。</u>)に基づき、琴浦町社会体育施設(以下「体育施設」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(当日の利用)</p> <p>第3条の2 町長は、前条第2項の規定にかかわらず、同条第3項に定める許可書の交付がなされていない施設については、琴浦町の休日を定める条例(平成16年琴浦町条例第2号)に規定する日を除いた日に限り、当日の利用を許可することができる。<u>ただし、条例別表第1に規定する琴浦町赤碕総合運動公園施設については、第2条に規定する休日を除き、当日の利用を許可することができる。</u></p> <p>(届出)</p> <p>第5条 条例第13条の届出は、社会体育施設滅失・毀損届出書(様式第6号)をもってしなければならない。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、琴浦町社会体育施設条例(平成16年琴浦町条例第106号)に基づき、琴浦町社会体育施設(以下「体育施設」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(当日の利用)</p> <p>第3条の2 町長は、前条第2項の規定にかかわらず、同条第3項に定める許可書の交付がなされていない施設については、琴浦町の休日を定める条例(平成16年琴浦町条例第2号)に規定する日を除いた日に限り、当日の利用を許可することができる。</p> <p>(届出)</p> <p>第5条 条例第13条の届出は、社会体育施設滅失・棄損届出書(様式第6号)をもってしなければならない。</p> |

第2条 琴浦町社会体育施設規則の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第6号を次のように改める。

様式第 1 号(第 3 条関係)

年 月 日

社会体育施設利用許可申請書

琴浦町教育委員会教育長 様

〒
申請者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____
利用者 ID(6桁の番号) _____

下記のとおり、琴浦町社会体育施設を利用したいので、許可くださるよう申請します。

記

| | | | | | |
|---------------|---|--------------|------------|------|--|
| 利用団体名 | | | | | |
| 利用目的 | | | | | |
| 利用時間 | 自 年 月 日 時 分 | 曜日 | 利用日数 | 電 灯 | |
| | 至 年 月 日 時 分 | | 計 時間 | 計 時間 | |
| 利用希望 体育施設名 | (全面 ・ 片面) | | | | |
| 参集予定人員 | 一般・中学生以下 名(町内 人・町外 人) | | | | |
| 使 用 料 | 町内 | 有料(使用料 時間× 円 | 電灯料 時間× 円) | | |
| | 町外 | 小計 円 | 合計 円 | 無料 | |
| 契 約 | 1 利用目的終了後は、直ちに清掃整備し現状に復します。 2 利用設備に損傷を与えた場合は、責任をもって補修します。 3 その他、許可されるにあたり附された条件並びに利用条件等を厳守し公正な利用をします。 4 施設利用後は、戸締りを厳守し、火気に充分注意します。 | | | | |
| 備 考 | | | | | |

様式第2号(第3条関係)

社会体育施設利用許可書

年 月 日付申請のあった社会体育施設の利用について、琴浦町社会体育施設条例第4条の規定により次の条件をつけて許可します。

〒

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 電話 _____
 利用者 ID(6桁の番号) _____

| | | | | | | | | |
|---------------|---|--------|------|-----|------|-----|------|------|
| 利用団体名 | | | | | | | | |
| 利用目的 | | | | | | | | |
| 利用時間 | 自 | 年 | 月 | 日 | 時 分 | 曜日 | 利用日数 | 電 灯 |
| | 至 | 年 | 月 | 日 | 時 分 | | 計 時間 | 計 時間 |
| 利用希望 体育施設名 | (全面 ・ 片面) | | | | | | | |
| 参集予定人員 | 一般・中学生以下 | | 名(町内 | | 人・町外 | | | 人) |
| 使 用 料 | 町内 | 有料(使用料 | | 時間× | 円 | 電灯料 | 時間× | 円) |
| | 町外 | 小計 | | | 円 | 合計 | 円 | 無料 |
| 契 約 | 1 利用目的終了後は、直ちに清掃整備し現状に復します。 2 利用設備に損傷を与えた場合は、責任をもって補修します。 3 その他許可されるにあたり附された条件及び利用条件等を厳守し公正な利用をします。 4 施設利用後は、戸締りを厳守し、火気に充分注意します。 | | | | | | | |

年 月 日

琴浦町教育委員会教育長



様式第3号(第4条関係)

年 月 日

社会体育施設使用料減免申請書

琴浦町教育委員会教育長 様

〒
申請者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____
利用者 ID(6桁の番号) _____

下記のとおり、琴浦町社会体育施設の使用料の減免を申請します。

記

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------|----------|--------|---|---|-----|---|---------|------|----|
| 利用団体名 | | | | | | | | | |
| 利用目的 | | | | | | | | | |
| 利用目的 | | | | | | | | | |
| 利用時間 | 自 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 | 曜日 | 利用日数 | 電灯 |
| | 至 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 | | 日 | 日 |
| | | | | | | | | 計 | 計 |
| 利用希望 体育施設名 | | | | | | | (全面・片面) | | |
| 参集予定人員 | 一般・中学生以下 | | | | | | 人(町内 | 人・町外 | 人) |
| 使用料 | 町内 | 有料(使用料 | | | 時間× | 円 | 電灯料 | 時間× | 円) |
| | 町外 | 小計 | | | | 円 | 合計 | 円 | 無料 |
| 減免・免除額 | 使用料 | | | 円 | 減免 | 円 | 免除 | 円 | |
| 減免及び 免除理由 (必ず記入の こと) | | | | | | | | | |

様式第4号(第4条関係)

社会体育施設使用料減免許可書

年 月 日付申請のあった社会体育施設の使用料減免について、琴浦町社会体育施設規則第4条の規定により次の条件をつけて許可します。

〒

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 電話 _____
 利用者 ID(6桁の番号) _____

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------|-----------|--------|---|------|---|------|-----|-----------|---------|
| 利用団体名 | | | | | | | | | |
| 利用目的 | | | | | | | | | |
| 利用時間 | 自 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 | 曜日 | 利用日数 日 | 電灯 日 |
| | 至 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 | | | |
| 利用希望 体育施設名 | (全面 ・ 片面) | | | | | | | | |
| 参集予定人員 | 一般・中学生以下 | | | 人(町内 | | 人・町外 | | 人) | |
| 使用料 | 町内 | 有料(使用料 | | 時間× | 円 | 電灯料 | 時間× | 円) | |
| | 町外 | 小計 | | | 円 | 合計 | 円 | 無料 | |
| 減免・免除額 | 使用料 | | 円 | 減免 | 円 | 免除 | 円 | | |
| 減免及び 免除理由 (必ず記入の こと) | | | | | | | | | |

年 月 日

琴浦町教育委員会教育長

印

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

社会体育施設使用料還付申請書

琴浦町教育委員会教育長 様

〒

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

利用者ID(6桁の番号) _____

下記のとおり、琴浦町社会体育施設の使用料の還付を申請します。

記

| | | | | | | | | | |
|---------------|-----------|--------|-------|-----|------|-----|---------|-----------|---------|
| 利用団体名 | | | | | | | | | |
| 利用目的 | | | | | | | | | |
| 利用時間 | 自 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 | 曜日 | 利用日数 日 | 電灯 日 |
| | 至 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 | | | |
| 利用希望 体育施設名 | | | | | | | (全面・片面) | | |
| 参集予定人員 | 一般・中学生以下 | | 人(町内 | | 人・町外 | | 人) | | |
| 使用料 | 町内 | 有料(使用料 | | 時間× | 円 | 電灯料 | 時間× | 円) | |
| | 町外 | 小計 | | | 円 | 合計 | 円 | 無料 | |
| 還付を申請する理由 | | | | | | | | | |
| * 決定理由 | (還付決定の理由) | | 既納使用料 | | 円 | | 還付額 | | 円 |
| | | | 差引使用料 | | 円 | | 還付年月日 | | 年 月 日 |

(注)*欄は、記入しないこと

様式第 6 号(第 5 条関係)

年 月 日

社会体育施設滅失・毀損届出書

琴浦町教育委員会教育長 様

〒

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

利用者 ID(6 桁の番号) _____

下記のとおり、琴浦町社会体育施設を滅失・毀損しましたので琴浦町社会体育施設規則第 5 条の規定により、届出します。

記

| | |
|----------|--|
| 滅失・毀損の施設 | |
| 滅失・毀損の日時 | |
| 滅失・毀損の程度 | |
| 滅失・毀損の原因 | |
| そ の 他 | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

琴浦町立学校職員の服務に関する規程の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町立学校職員の服務に関する規程の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 19 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 2 月 19 日 承 認

琴浦町教育委員会

琴浦町教育委員会訓令第 号

琴浦町立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

第1条 琴浦町立学校職員の服務に関する規程(平成16年教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(休職)</p> <p>第20条 職員は、休職しようとするときは、休職願(様式第21号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、心身の故障によるときは、<u>医師2名の診断書を添えなければならない。</u></p> <p>(育児休業等)</p> <p>第21条 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 職員は、再度の育児短時間勤務の承認を受けようとする場合は、前項の育児短時間勤務承認請求書に加え、<u>育児短時間勤務等計画書(様式第23号)</u>を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>5</u> 略</p> | <p>(休職)</p> <p>第20条 職員は、休職しようとするときは、休職願(様式第21号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、心身の故障によるときは、<u>医師の診断書を添えなければならない。</u></p> <p>(育児休業等)</p> <p>第21条 略</p> <p><u>2</u> <u>職員は、再度の育児休業の承認を受けようとする場合は、あらかじめ前項の育児休業承認請求書に加え、育児休業等計画書(様式第23号)を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 職員は、再度の育児短時間勤務の承認を受けようとする場合は、前項の育児短時間勤務承認請求書に加え、<u>育児休業等計画書</u>を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>6</u> 略</p> |

6 略

7 略

7 略

8 略

第2条 琴浦町立学校職員の服務に関する規程の一部を次のように改正する。

様式第22号及び様式第23号を次のように改める。

育児休業承認請求書

| | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|-----|--|---------|-----------------|---------|--------|
| 年 月 日 | | | | | | | |
| 鳥取県教育委員会 様 | | | | | | | |
| 請求者 学校名 職 氏名 印 | | | | | | | |
| 次のとおり 育児休業の承認 育児休業の期間の延長 を請求します。 | | | | | | | |
| 1 請求に係る子 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">氏 名</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">続 柄 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">生 年 月 日</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日生</td> </tr> </table> | 氏 名 | | 続 柄 等 | | 生 年 月 日 | 年 月 日生 |
| 氏 名 | | | | | | | |
| 続 柄 等 | | | | | | | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日生 | | | | | | |
| 2 請求の内容 | <input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げるものを除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以降の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以降の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長が必要な事項を記入） | | | | | | |
| 3 請求の期間 | 年 月 日 から 年 月 日まで | | | | | | |
| 4 既に育児休業をした期間 | 年 月 日 から 年 月 日まで 年 月 日 から 年 月 日まで 年 月 日 から 年 月 日まで 年 月 日 から 年 月 日まで | | | | | | |
| 6 配 偶 者 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">氏 名</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">育児休業の期間</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> </table> | 氏 名 | | 育児休業の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 氏 名 | | | | | | | |
| 育児休業の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | | |
| 5 備 考 | | | | | | | |

(注)①この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。
 ②氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 ③子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 ④「6 備考欄」には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
 ⑤該当する口には印を記入すること。

様式第23号(第21条関係)

育児短時間勤務計画書

| | | | |
|---|---------------|------|-------|
| 年 月 日 | | | |
| 鳥取県教育委員会 様 | | | |
| | | 学校名 | |
| | | 職 | |
| | | 氏名 | ① |
| <p>職員の育児休業等に関する条例第11条第5号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。</p> <p>なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p> | | | |
| 1 請求に係る子 | | | |
| 子の氏名 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 2 請求者の計画 | | | |
| 請求期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | | |
| 再度の請求予定期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | | |
| 3 備 考 | | | |

(注)① 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出するものとする。

② 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。

③ 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

④ 変更の届出の場合は、変更後の内容により記入する。

⑤ 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

この訓令は、令和8年2月19日から施行する。

議案第7号

学校医の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56条）第23条の規定に基づき、学校医等を別紙のとおり委嘱することについて、本委員会の議決を求める。

令和8年2月19日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和8年2月19日 承認

琴浦町教育委員会

令和8年度 小・中学校委嘱名簿

| | 校 医 | 歯 科 医 | 薬 剤 師 | 耳鼻科医 | 眼 科 医 |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 浦安小学校 | 岡田耕一郎 | 石亀 裕通 | 黒木 大介 | 石津 吉彦 | 野島病院医師 |
| 聖郷小学校 | 妹尾 磯範 | 國竹 洋輔 | 永禮さやか | | |
| 八橋小学校 | 中本健太郎 | 橋本 康平 | 平福 恵理 | | |
| 赤碕小学校 | 青木 哲哉 | 中久喜健也 | 松本 恵吾 | | |
| 船上小学校 | 青木 哲哉 | 中久喜健也 | 原 利一郎 | | |
| 東伯中学校 | 吉中 勇人 | 岡本 貴史 | 平福 恵理 | | |
| 赤碕中学校 | 青木 哲哉 | 國竹 洋輔 | 家森 好恵 | | |

議案第 8 号

令和 8 年度琴浦町就学援助の認定基準等について

令和 8 年度琴浦町就学援助の認定基準等を別紙のとおり定めることについて、
琴浦町就学援助支給に関する要綱（平成 1 9 年琴浦町教育委員会訓令第 1 号）第
3 条第 2 号コ及び第 6 条第 1 項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 1 9 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 2 月 1 9 日 承 認

琴浦町教育委員会

別紙

令和8年度琴浦町就学援助の認定基準等

1 要綱第3条第2号コに定める認定基準に満たない者とは、収入額が需要額測定(※)により算定した額の1.3倍未満の者とする。

(※)需要額測定とは、国が示す「特別支援教育就学奨励費」の測定で、世帯構成や居住地に応じた生活保護基準額を用いて、その世帯に必要とされる年間経費を測定するもの。

○琴浦町就学援助支給に関する要綱

第3条(2)

コ その属する世帯の収入額が教育委員会が別に定める認定基準額に満たない者

【1.3倍とする理由】

国の調査において全国的に最も多く採用されている水準を採用する。



2 要綱第6条第1項に定める日は、令和8年4月15日(水)までとする。

○琴浦町就学援助支給に関する要綱

第6条第1項

就学援助を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、毎年度、教育委員会が指定する日までに、就学援助支給申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

議案第9号

区域外就学の承認について

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年琴浦町教育委員会訓令第3号)別表の規定に基づき、区域外就学の期間を次のとおりとすることについて、本委員会の承認を求める。

(認定内容)

| 番号 | 学年 | 区域外 就学校 | 指定校 | 区域外 就学期間 | 住所 | 認定 要件 | 備考 |
|----|----|------------|---------------|------------------------|-------------|----------|----|
| 1 | 中2 | 赤碕中学校 | 倉吉市立 河北中学校 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月末まで | 倉吉市 海田南町 | (4) | 継続 |
| 2 | 中2 | 東伯中学校 | 倉吉市立 河北中学校 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月末まで | 倉吉市新田 | (4) | 継続 |

令和8年2月19日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和8年2月19日 承認

琴浦町教育委員会

議案第10号

以西地区公民館の運営審議について

別紙のとおり、以西地区振興協議会による公民館の運営審議について、琴浦町公民館条例（平成17年琴浦町条例第28号）第6条ただし書き及び琴浦町公民館規則（平成17年琴浦町教育委員会規則第3号）第4条の規定により、本委員会の承認を求める。

令和8年2月19日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和8年2月19日 承認

琴浦町教育委員会

1. 対象公民館：以西地区公民館

2. 概要：以西地区公民館では、令和7年度に公民館運営協議会の代わりに地域運営組織の役員会及び生涯学習部会において公民館の運営等についても審議していくことを教育委員会に承認を求め、令和7年5月23日の教育委員会にて承認された。

以西地区においては、琴浦町地域運営組織条例第6条に基づき認定された地域運営組織が設立されており、当該組織は、地域住民が主体的に参画し、地域活性化や地域福祉の充実、地域課題の解決に向けた取り組みなどを継続して実践する組織として、令和6年4月1日に町の認定を受けた組織である。また、生涯学習部会を設け、規約にも社会教育事業に取り組む旨が明記されている。

琴浦町公民館規則に基づき、公民館の運営について審議できる組織があると認められるため、引き続き公民館の運営審議を当該組織が行うことについて、本委員会の承認を求めるもの。

3. 運営審議組織：以西地区振興協議会

4. 承認の期間：承認の日から令和10年3月31日

令和 8 年 2 月 6 日

参事府教育委员会
教育行政部 参事 一 封

以西川地区公民館
参事 一 封

公民館運営協議会について(参事一)

参事府教育委员会(以下称委员会)第 28 号(第 5 号本文)の通達(以下称公民館運営協議会運営指針)に基づき、以西川地区公民館(以下称地区公民館)の4団体(以西川地区振興協議会役員会(会長)等公民館運営会(以下称協議会)及び、令和 8 年 2 月 5 日開催の臨時地区学芸部会(会長)等西部地区公民館運営協議会(以下称西部地区公民館運営協議会)及び、引続き臨時地区役員会及び部会)から、以西川地区公民館の運営に関する事項(以下称運営事項)を協議し、決定する旨を通知した。

以西川地区公民館の運営に関する事項は、以西川地区公民館協議会(役員会)部会(学芸部会)等公民館運営協議会(以下称協議会)及び、西部地区公民館運営協議会(以下称西部地区公民館運営協議会)の協議(以下称協議)に基づき、公民館規則第 4 条に規定する公民館の運営事項を協議決定することとする旨を通知した。公民館運営協議会(以下称協議会)及び西部地区公民館運営協議会(以下称西部地区公民館運営協議会)は、協議の結果、協議事項を協議決定することとする旨を通知した。

議案第11号

安田地区公民館の運営審議について

別紙のとおり、安田地域づくり協議会による公民館の運営審議について、
琴浦町公民館条例（平成17年琴浦町条例第28号）第6条ただし書き及び
琴浦町公民館規則（平成17年琴浦町教育委員会規則第3号）第4条の規定
により、本委員会の承認を求める。

令和8年2月19日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和8年2月19日 承認

琴浦町教育委員会

1. 対象公民館：安田地区公民館

2. 概要：安田地区公民館長より、1月8日に開催された公民館運営協議会および地域づくり協議会役員会にて、公民館の運営等について公民館運営協議会の代わりに地域づくり協議会役員会において審議していくことを依頼したところ了承された旨、報告があった。

安田地区においては、琴浦町地域運営組織条例第6条に基づき認定された地域運営組織が設立されており、当該組織は、地域住民が主体的に参画し、地域活性化や地域福祉の充実、地域課題の解決に向けた取り組みなどを継続して実践する組織として、令和6年4月1日に町の認定を受けた組織である。また、社会教育部会を設け、規約にも社会教育事業に取り組む旨が明記されている。

琴浦町公民館規則に基づき、公民館の運営について審議できる組織があると認められるため、公民館の運営審議を当該組織が行うことについて、本委員会の承認を求めるもの。

3. 運営審議組織：安田地域づくり協議会

4. 承認の期間：承認の日から令和10年3月31日

議案第12号

古布庄地区公民館の運営審議について

別紙のとおり、古布庄まちづくり協議会による公民館の運営審議について、
琴浦町公民館条例（平成17年琴浦町条例第28号）第6条ただし書き及び
琴浦町公民館規則（平成17年琴浦町教育委員会規則第3号）第4条の規定
により、本委員会の承認を求める。

令和8年2月19日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和8年2月19日 承認

琴浦町教育委員会

1. 対象公民館：古布庄地区公民館

2. 概要：古布庄地区公民館長より、公民館の運営について公民館運営協議会の代わりにまちづくり協議会役員会において審議していくことを、2月3日に開催した公民館運営協議会、まちづくり協議会役員会にてそれぞれ了承された旨、報告があった。

古布庄地区においては、琴浦町地域運営組織条例第6条に基づき認定された地域運営組織が設立されており、当該組織は、地域住民が主体的に参画し、地域活性化や地域福祉の充実、地域課題の解決に向けた取り組みなどを継続して実践する組織として、令和6年4月1日に町の認定を受けた組織である。また、規約にも社会教育事業に取り組む旨が明記されている。

琴浦町公民館規則に基づき、公民館の運営について審議できる組織があると認められるため、公民館の運営審議を当該組織が行うことについて、本委員会の承認を求めるもの。

3. 運営審議組織：古布庄まちづくり協議会

4. 承認の期間：承認の日から令和10年3月31日

令和3年4月10日

東京都教育委員会

教育委員会事務局

目黒区教育委員会

事務局 企画課

目黒区立特別支援学校 通知

一、通知の趣旨
公立特別支援学校の設置基準(平成14年の「公立特別支援学校の設置基準」の規
定)に基づき、公立特別支援施設を新設、改築、増設、廃止、名称変更、合併等を行うに
関しては、公立特別支援施設設置条例(市長府令)に基づき、目黒区教育委員会(以下「

注

1. 公立特別支援学校の設置基準(平成14年国・民共同)の学校の場中の児童(中学生)は、特別
支援教育の年間の考慮上、任意である。随時転入(退学)等を行うことができる。

2. 今後、令和4年度から、特別支援施設(特別支援学校)の施設整備(校舎、校舎の改修等)に
関する設計業務(図面)の採択は、公募方式、公開競争方式、競争入札方式、特別支援施設包
括設計業務等(設計業務)の採択は、公開競争方式、競争入札方式、特別支援施設

3. 令和3年度から、特別支援教育の推進に関する施策の実施に当たっては、特別支援教育の
推進に関する施策(特別支援教育の推進)の推進に関する施策(特別支援教育の推進)の推進

4. 令和3年度から、公立特別支援施設設置基準(平成14年の「公立特別支援施設の設置基準」の規
定)に基づき、公立特別支援施設を新設、改築、増設、廃止、名称変更、合併等を行うに
関しては、公立特別支援施設設置条例(市長府令)に基づき、目黒区教育委員会(以下「

5. 令和3年度から、公立特別支援施設(特別支援学校)の施設整備(校舎、校舎の改修等)に
関する設計業務(図面)の採択は、公募方式、公開競争方式、競争入札方式、特別支援施設包
括設計業務等(設計業務)の採択は、公開競争方式、競争入札方式、特別支援施設

6. 令和3年度から、特別支援教育の推進に関する施策の実施に当たっては、特別支援教育の
推進に関する施策(特別支援教育の推進)の推進に関する施策(特別支援教育の推進)の推進

議案第 13 号

令和 7 年度補正予算要求（3 月補正）について

令和 7 年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和 8 年 2 月 1 9 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 月 日

琴浦町教育委員会

令和7年度 事業説明書 (11号補正)



一般会計

1 基本情報

| | | | | | | |
|---------------|----------------------------------|-------|-----------|-------------------------------|---------|--------|
| 事業番号 | 245 | 事業名 | 教育委員会事務局費 | 事業区分 | □新規 ■継続 | |
| 担当課 | 教育総務課 | | 担当係 | 総務係 | | |
| 予算区分 | 款 | 9 教育費 | 項 | 1 教育総務費 | 目 | 2 事務局費 |
| まちづくり ビジョン | (2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり | | | ① 子どもの成長に寄り添い、まちの特色を活かした教育の推進 | | |
| | 重点事業 | | | | | |

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

| | 事業費 | 事業費財源内訳 | | | | | 備考 | |
|---------|--------|------------|------|-------------|---------|--------|------------|-------|
| | | 国庫 支出金 | 県支出金 | その他 (収入) | 町債 | 一般財源 | その他収入の内訳 | 町債の内訳 |
| 補正前予算現計 | 36,713 | 0 | 475 | 2,701 | 10,000 | 23,537 | | |
| 今回補正額 | 18 | 0 | 0 | 18 | 0 | 0 | 基金運用益 | |
| 補正後予算額 | 36,731 | 0 | 475 | 2,719 | 10,000 | 23,537 | | |
| 前年度予算額 | 35,339 | (比較：1,392) | | | 前々年度決算額 | 26,894 | (比較：9,837) | |

3 補正予算の概要

| 補正予算の概要 | 基金利子積立金を増額する。 | | | |
|-----------|--|------|----------|---------|
| 細事業等 | 補正予算の内容 | 財源内訳 | 補正額 (千円) | 補正前予算現計 |
| 義務教育環境の整備 | 基金利子積立金を増額する。 ・ 聖郷小学校門脇教育図書購入基金利子積立金 18千円 | その他 | 18 | 32,756 |
| | 合計 | | 18 | |
| その他事業内容 | | | | |

令和7年度 事業説明書 (11号補正)



一般会計

1 基本情報

| | | | | | | | |
|-----------|----------------------------------|-------|--------|-----------------------|------|---------|--|
| 事業番号 | 247 | 事業名 | 進学支援事業 | | 事業区分 | □新規 ■継続 | |
| 担当課 | 教育総務課 | | 担当係 | 総務係 | | | |
| 予算区分 | 款 | 9 教育費 | 項 | 1 教育総務費 | 目 | 2 事務局費 | |
| まちづくりビジョン | (2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり | | | ④ グローバルな社会で活躍できる人材の育成 | | | |
| | 重点事業 | | | | | | |

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

| | 事業費 | 事業費財源内訳 | | | | | 備考 | |
|---------|-------|------------|-------|---------|---------|------|----------|-------------|
| | | 国庫支出金 | 県支出金 | その他(収入) | 町債 | 一般財源 | その他収入の内訳 | 町債の内訳 |
| 補正前予算現計 | 8,139 | 0 | 2,359 | 5,421 | 0 | 359 | | |
| 今回補正額 | 40 | 0 | 0 | 40 | 0 | 0 | 基金運用益 | |
| 補正後予算額 | 8,179 | 0 | 2,359 | 5,461 | 0 | 359 | | |
| 前年度予算額 | 4,902 | (比較：3,277) | | | 前々年度決算額 | | 10,574 | (比較：△2,395) |

3 補正予算の概要

| 補正予算の概要 | 基金利子積立金を増額する。 | | | |
|--------------|---------------------------------------|------|----------|---------|
| 細事業等 | 補正予算の内容 | 財源内訳 | 補正額 (千円) | 補正前予算現計 |
| 林原育英奨学資金貸付事業 | 基金利子積立金を増額する。 ・ 林原育英奨学基金利子積立金 40千円 | その他 | 40 | 3,421 |
| | 合計 | | 40 | |
| その他事業内容 | | | | |

令和7年度 事業説明書 (11号補正)



一般会計

1 基本情報

| | | | | | | | |
|-----------|----------------------------------|-------|--------------|-------------------------|------|---------|--|
| 事業番号 | 277等 | 事業名 | 一般経常経費 (中学校) | | 事業区分 | □新規 ■継続 | |
| 担当課 | 教育総務課 | | 担当係 | 総務係 | | | |
| 予算区分 | 款 | 9 教育費 | 項 | 3 中学校費 | 目 | 1 学校管理費 | |
| まちづくりビジョン | (2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり | | | ② 子どもたちが安心して遊び、学べる環境づくり | | | |
| | 重点事業 | | | | | | |

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

| | 事業費 | 事業費財源内訳 | | | | | 備考 | |
|---------|---------|-------------|------|---------|---------|---------|--------------|---------|
| | | 国庫支出金 | 県支出金 | その他(収入) | 町債 | 一般財源 | その他収入の内訳 | 町債の内訳 |
| 補正前予算現計 | 80,531 | 4,027 | 0 | 2,730 | 42,000 | 31,774 | | |
| 今回補正額 | △19,612 | △1,080 | 0 | 0 | △19,500 | 968 | | 過疎対策事業債 |
| 補正後予算額 | 60,919 | 2,947 | 0 | 2,730 | 22,500 | 32,742 | | |
| 前年度予算額 | 33,192 | (比較：27,727) | | | 前々年度決算額 | 101,365 | (比較：△40,446) | |

3 補正予算の概要

| | | | | |
|---------|---|--|----------|---------|
| 補正予算の概要 | 東伯中学校技術室等空調新設事業について、設計業務完了に伴う精査により事業費を減額する。なお、本事業にかかる交付金が国の補正予算にて内示となったため、R8年度に繰り越す。 | | | |
| 細事業等 | 補正予算の内容 | 財源内訳 | 補正額 (千円) | 補正前予算現計 |
| 中学校施設管理 | 東伯中学校の技術室、生徒活動室への空調新設工事について、設計業務完了に伴い事業費の減額を行う。 (工事費積算による精査により減額) ・東伯中学校技術室等空調新設工事 △19,002千円 ・東伯中学校空調新設工事設計・監理委託料 △610千円 | 国 △1,080、 町債 △19,500、 町968 | △19,612 | 54,486 |
| | 合計 | | △19,612 | |
| その他事業内容 | | | | |

令和7年度 事業説明書 (11号補正)



一般会計

1 基本情報

| | | | | | | | |
|---------------|----------------------------------|------------------------------|-----------|------------------|------|---------|--|
| 事業番号 | 677 | 事業名 | 以西地区公民館事業 | | 事業区分 | □新規 ■継続 | |
| 担当課 | 社会教育課 | | 担当係 | 生涯学習係 | | | |
| 予算区分 | 款 | 9 教育費 | 項 | 4 社会教育費 | 目 | 2 公民館費 | |
| まちづくり ビジョン | (2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり | | | ⑤ 大人に対する学びの環境づくり | | | |
| | 重点事業 | ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開 | | | | | |

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

| | 事業費 | 事業費財源内訳 | | | | | 備考 | |
|---------|-------|-----------|------|-------------|---------|-------|------------|-------|
| | | 国庫 支出金 | 県支出金 | その他 (収入) | 町債 | 一般財源 | その他収入の内訳 | 町債の内訳 |
| 補正前予算現計 | 2,898 | 0 | 0 | 1,394 | 0 | 1,504 | | |
| 今回補正額 | △222 | 0 | 0 | 0 | 0 | △222 | | |
| 補正後予算額 | 2,676 | 0 | 0 | 1,394 | 0 | 1,282 | | |
| 前年度予算額 | 2,562 | (比較：114) | | | 前々年度決算額 | 769 | (比較：1,907) | |

3 補正予算の概要

| | | | | |
|----------------------|--|------|----------|---------|
| 補正予算の概要 | 公民館運営を以西地区振興協議会で審議することとしたため、公民館運営協議会委員報酬が発生しなかったことによる減額。 △222千円 | | | |
| 細事業等 | 補正予算の内容 | 財源内訳 | 補正額 (千円) | 補正前予算現計 |
| 公民館運営 協議会委員 報酬 | 公民館運営の審議に要する経費 22,200円×10人 | 単町 | △222 | 222 |
| | 合計 | | △222 | |
| その他事業内容 | | | | |

令和7年度 事業説明書 (11号補正)



一般会計

1 基本情報

| | | | | | | | |
|-----------|-------------------------|-------|------------|-----------------------|------|---------|--|
| 事業番号 | 350 | 事業名 | 平岩記念会館管理運営 | | 事業区分 | □新規 ■継続 | |
| 担当課 | 社会教育課 | | 担当係 | 社会体育係 | | | |
| 予算区分 | 款 | 9 教育費 | 項 | 5 保健体育費 | 目 | 3 体育施設費 | |
| まちづくりビジョン | (3) 誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり | | | ⑥ 誰もが利用したくなる運動拠点施設の整備 | | | |

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

| | 事業費 | 事業費財源内訳 | | | | | 備考 | |
|---------|-------|----------|------|---------|---------|-------|----------|-------|
| | | 国庫支出金 | 県支出金 | その他(収入) | 町債 | 一般財源 | その他収入の内訳 | 町債の内訳 |
| 補正前予算現計 | 1,515 | 0 | 0 | 102 | 0 | 1,413 | | |
| 今回補正額 | △1 | 0 | 0 | 0 | 0 | △1 | | |
| 補正後予算額 | 1,514 | 0 | 0 | 102 | 0 | 1,412 | | |
| 前年度予算額 | 1,292 | (比較：222) | | | 前々年度決算額 | 1,153 | (比較：361) | |

3 補正予算の概要

| 補正予算の概要 | 平岩教育福祉振興基金利子積立金の減額 | | | |
|-------------|----------------------|------|---------|---------|
| 細事業等 | 補正予算の内容 | 財源内訳 | 補正額(千円) | 補正前予算現計 |
| 平岩記念会館の管理運営 | 平岩教育福祉振興基金利子積立金 △1千円 | 単町 | △1 | 1,515 |
| | 合計 | | △1 | |
| その他事業内容 | | | | |

令和7年度 事業説明書 (11号補正)



一般会計

1 基本情報

| | | | | | | | |
|-----------|-------------------------|-------|------------|-----------------------|------|---------|--|
| 事業番号 | 351 | 事業名 | 東伯総合公園管理事業 | | 事業区分 | □新規 ■継続 | |
| 担当課 | 社会教育課 | | 担当係 | 社会体育係 | | | |
| 予算区分 | 款 | 9 教育費 | 項 | 5 保健体育費 | 目 | 3 体育施設費 | |
| まちづくりビジョン | (3) 誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり | | | ⑥ 誰もが利用したくなる運動拠点施設の整備 | | | |

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

| | 事業費 | 事業費財源内訳 | | | | | 備考 | |
|---------|--------|------------|------|---------|---------|--------|----------|-------------|
| | | 国庫支出金 | 県支出金 | その他(収入) | 町債 | 一般財源 | その他収入の内訳 | 町債の内訳 |
| 補正前予算現計 | 33,348 | 0 | 0 | 1,356 | 0 | 31,992 | | |
| 今回補正額 | △4,667 | 0 | 0 | 0 | 0 | △4,667 | | |
| 補正後予算額 | 28,681 | 0 | 0 | 1,356 | 0 | 27,325 | | |
| 前年度予算額 | 19,760 | (比較：8,921) | | | 前々年度決算額 | | 17,535 | (比較：11,146) |

3 補正予算の概要

| | | | | |
|-------------|--|------|---------|---------|
| 補正予算の概要 | 令和7年度にトランスがモデルチェンジとなり、当初予定していた工事金額の2倍以上となったことから、トランス更新工事とり止めによる減額。 | | | |
| 細事業等 | 補正予算の内容 | 財源内訳 | 補正額(千円) | 補正前予算現計 |
| 東伯総合公園の管理運営 | ●工事請負費 ▲3,960千円 契約解除により、未執行 | 単町 | △4,667 | 33,348 |
| | ●PCB含有廃棄物処分委託料 ▲707千円 トランス更新工事未執行により減額 | | | |
| | 合計 | | △4,667 | |
| その他事業内容 | | | | |